

令和2年12月18日

今治市都市計画審議会議事録

都市建設部都市政策課

日 時 : 令和2年12月18日(金) 午後1時30分～午後2時30分

場 所 : 今治市役所 第2別館11階 特別会議室3、4号

議 案 : 議案第1号「会長の選出について」
議案第2号「副会長の選出について」
議案第3号「今治市都市計画マスタープラン(案)について」

(出席委員) 名簿順

松村 暢彦	眞鍋 次男	黒川 俊継
近藤 貞明	叶 貴美	越智 忍
森田 博	渡辺 文喜	松岡 一誠
平田 秀夫	西野 毅	高石 盛大 (岡田博文委員の代理)
武村 彰剛 (水本誠委員の代理)	田中 弘	栗津 小幸
白石 直人		

以上16名

午後 1 時 30 分 開 会

都市建設部長

お待たせいたしました。お時間が参りましたので、ただいまより、令和 2 年度第 1 回今治市都市計画審議会を開催させていただきます。私、都市建設部長の瀧本でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会を開催するにあたりまして、委員の皆様が 6 月の任期満了に伴い、改選されております。改選に際しまして皆様にご依頼申し上げましたところ、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。各界でご活躍されている皆様方からの貴重なご意見、ご指導をいただきながら、当審議会の運営を進めて参りたいと存じますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、本日は改選後の初会合でございますので、会長および副会長が不在となっております。会長が選出されるまでの間、私が当審議会の進行を担当させていただきます。また、進行につきましては、お手元の資料、今治市都市計画審議会会次第に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、招集のご挨拶を申し上げます。日頃より委員の皆様方には、今治市の都市計画行政に関しまして何かとご指導いただき、またお世話になっておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。また、本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議会は議案といたしまして、会長および副会長をご選任いただきました後に、本市が平成 30 年度から検討を進めております今治市都市計画マスタープランについてご審議を賜りたいと存じます。

本案件は、昨年度の本審議会にて 2 度中間報告をさせていただいたものですが、本日ご説明させていただく内容は、その後の検討委員会や担当事業課等への意見照会、また住民説明会などを経て、公表へ向けた最終案として取りまとめたものでございます。

委員の皆様の忌憚のないご審議をお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは会の進行に移らせていただきます。改選後の初会合でございますので、僭越ではございますが、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

ただいまの出席委員は 16 名でございます。従いまして、当審議会条例にあります、開催に必要な定員である過半数を満たしておりますので、これより当審議会を開催いたします。

それでは議事に移らせていただきたいと思います。まず、議案第 1 号 会長の選出についてでございます。

事務局よりご説明申し上げます。

都市政策課長

都市政策課長の田鍋でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の会長の選出につきましては、今治市都市計画審議会条例第5条第2項に会長は学識経験のあるものにつき、委嘱された5名の委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めると規定されております。

都市建設部長

以上で事務局からの説明は終わりましたが、いかがお諮りいたしましょうか。

A委員

はい。私は、愛媛大学の松村先生を会長に推薦したいと思います。

松村先生におかれましては、昨年度当審議会の会長をされ、また、これまでもいろいろな都市の都市計画審議会委員を歴任されていると聞いております。

今治市の都市計画におきましても、都市計画のスペシャリストとしてご活躍されている先生の知識や経験をもって、より良いものにしていただきたい、また、良い方向に持って行っていただきたいと思っております。

したがいまして、松村先生に当審議会の会長をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

都市建設部長

ただいま、松村委員を会長にとのご推薦がございました。

松村委員を会長に選任するというところでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

都市建設部長

異議なしとのご発声がございました。

ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

委 員

拍手

都市建設部長

それでは松村委員が会長に選出されました。松村会長、恐れ入りますが会長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは松村会長より、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

松村会長

ただいま、会長の方に選出を頂戴いたしました松村と申します。

昨年度も会長ということで皆様の様々なご意見を頂戴いたしました。この今治市は都市計画道路など、一定の蓄積がなされてきていると思っておりますが、今回の今治市都市計画マスタープランでは、これまで以上にコンパクトシティなど、様々な考え方を都市計画の中に取り込んでいく必要があるということです。是非とも各界の皆様のご意見を頂戴しながら、よりよい今治市を作っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

都市建設部長

ありがとうございました。

それでは、今治市都市計画審議会条例第6条第1項によりまして、松村会長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

松村会長

はい。それでは早速ではありますが、これより議事を進めていきたいと思っております。

まず、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。黒川委員と平田委員のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に議事録の公開についてお諮りしたいと思います。今治市の附属機関等に関する基本指針により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載することとしておりますが、委員の皆様にご自由に発言いただくために、発言者の氏名については公表しないということとしたいのですが、いかがでしょうか。

委 員

異議なし。

松村会長

はい。ありがとうございます。

異議なしというご発声を頂戴しましたので、それでは議事録については発言される方の名前を伏せまして、一部公開とさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第2号 副会長の選出についてに移ります。副会長選出につきましては、今治市都市計画審議会条例第5条第3項に副会長は委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めると規定されております。副会長の選出につきましてはいかがお諮りいたしますでしょうか。

B委員

はい。私は、弁護士の近藤先生を副会長に推薦したいと思っております。近藤先生は法律の専門家として豊富な経験や卓越した見識をもとに、今までにも今治市の都市計画に携わってこられ、また、当審議会の会長もご経験されるなど、本市のまちづくりに多大なご貢献をされています。したがって、近藤先生に当審議会の副会長をお願いしたいと思っております。皆さんいかがでございましょうか。

委 員

異議なし。

松村会長

ただいま異議なしとのご発声がございました。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

委 員 拍手

松村会長

ありがとうございます。

それでは、近藤委員が副会長に選出されましたので、こちらの席の方にお移りいただきまして、一言ご就任の挨拶を頂戴したいと思います。

近藤副会長

先ほどご推薦いただきました近藤です。改選前に引き続き、この役目を務めさせていただくことになりました。前からご存知の方は、力不足のところも見受けられるのではと思いますが、会長をお支えしながら、円滑な審議、充実した議論のお手伝いをさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

松村会長

ありがとうございました。非常に心強く思っております。

それでは議案第 3 号 今治市都市計画マスタープラン（案）についてに移りたいと思います。それでは事務局の方から説明をお願いします。

都市政策課長

計画内容の説明につきましては、前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは議案第 3 号 今治市都市計画マスタープラン（案）についてご説明いたします。

まず初めに、都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針のことを言います。主な役割といたしましては、都市の将来像を具体的に示すこと、市の定める都市計画の指針となること、都市計画の総合性・一体性を確保すること、都市づくりに対する住民の理解を深めることなどがございます。

今回改定する今治市都市計画マスタープランですが、上位計画である愛媛県策定の都市計画区域マスタープランが平成 30 年 8 月に改定したことに伴い、その方針に即するものとして見直しを行うものでございます。

また、現在の今治市都市計画マスタープランでございますが、平成 21 年 3 月に策定されてから概ね 10 年が経過しております。その間、人口減少や少子高齢化のさらなる進行、都市基盤施設等の老朽化、防災・減災に対する市民意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情

勢は大きく変化してきました。これら本市が抱える都市の課題や時代潮流に対応するため、平成 30 年度から改定作業を進めてまいりました。

本計画の位置づけですが、上位計画である愛媛県策定の都市計画区域マスタープランおよび本市が策定する第 2 次今治市総合計画に即するものとして、住民への周知・意見の反映などを行いながら、市が策定するものでございます。また、この都市計画マスタープランの方針に即して、用途地域や防火・準防火地域等の地域地区、都市計画道路や下水道等の都市施設などを定めることとなります。

対象区域ですが、都市計画に関する内容につきましては、基本的に都市計画区域を対象としておりますが、本市のまちづくりを考えるうえで市域全体の一体的な取り組みが必要となることから、将来都市構造や地域別構想に関しましては、島しょ部などの都市計画区域外を含めた市域全域を対象といたしました。

目標年次と将来人口ですが、目標年次は、概ね 10 年後の令和 12 年とし、将来人口につきましては、今治市人口ビジョンの推計値である 13 万 1 千 400 人に設定いたしました。

続きまして、今治市都市計画マスタープランの構成ですが、目指すべき都市像および分野別の整備方針からなる全体構想と、地域の特性を活かしたまちづくりの方針を示す地域別構想の 2 段構成としております。また、最終章の都市計画マスタープランの実現へ向けてでは、推進方策等について取りまとめております。

それでは、目指すべき都市像についてご説明いたします。本市が目指す都市づくりの理念を、「瀬戸内の魅力を活かし 地域の暮らしを守る都市づくり」（ずっと住み続けたい、ここちいいまちを目指して）と定めています。

この都市づくりの理念に込めた思いですが、瀬戸内海に囲まれた今治市固有の地域資源を活かし、本市の核となる中心市街地のにぎわいや活気を取り戻すとともに、持続可能な都市経営の観点から、コンパクトにまとまった各地域の拠点が、公共交通ネットワーク等で結ばれることで、利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを目指してまいります。

また、自然災害や南海トラフ巨大地震等に適切に対応した、安全・安心に暮らせる都市づくりを目指します。

これらのことが、地域の暮らしを守り持続可能な都市づくりに繋がっていくという思いを込めて、都市づくりの理念といたしました。

続きまして、都市づくりの目標についてご説明いたします。都市づくりの目標は、本市の現状やアンケート結果などから導かれた課題を踏まえ、5 つの目標を設定いたしました。

1 つ目は、適正な拠点配置と土地利用による持続可能な生活圏の形成です。今後も人口減少が予測される中、生活サービスの維持・向上を図るためには、日常生活を支える都市機能の維持に必要な利用圏人口を確保することが必要となります。

そのために、中心市街地や支所周辺など一定のエリアに居住の誘導を図り、日常生活に必要な施設や行政サービス等を身近に配置するとともに、拠点や周辺地域を結ぶ公共交通機関を充実させることで、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指してまいります。また、高速道路の開通による交通利便性の向上を見据えた、工業系土地利用の推進を図ります。

2つ目は、公民連携によるにぎわいの再生と住みよい環境の創出です。中心市街地の機能補強や公的不動産の有効活用について、民間活力の活用によりにぎわいの再生を図ってまいります。また、市街地開発事業や地区計画等を活用した、魅力的で住みやすい都市空間の形成を図ります。

3つ目は、都市施設の効果的な整備による快適で機能的な都市活動の確保です。道路・公園・下水道といった、今後も必要な都市施設については引き続き整備を進めていき、老朽化が進行する施設等については、施設の統合や長寿命化などを検討しながら、既存施設の有効活用による、経済的で快適な都市空間の形成を図ってまいります。また、拠点や地域を円滑で安全に移動できる道路ネットワークの計画的な整備を図ります。

4つ目は、瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流の促進です。美しい自然景観および歴史・文化的資源の保全と活用を図るとともに、近年注目されているサイクリングとしまなみ海道をはじめとする多彩な観光資源の連携により、交流人口のさらなる拡大と地域活性化の促進を図ってまいります。

最後の5つ目は、市民にやさしく災害に強い安全・安心なまちづくりの推進です。自然災害に対する事前予防の観点から、土砂災害特別警戒区域など、人命に危険を及ぼす可能性の高い災害ハザード区域への住宅等の立地を抑制し、安全な地域への誘導を行います。また、都市施設の耐震化およびバリアフリー化に取り組むなど、各分野で連携した総合的な防災・減災対策の推進を図ってまいります。以上の5つを都市づくりの目標といたしました。

続きまして、将来都市構造についてご説明いたします。こちらは、多極ネットワーク型都市構造のイメージ図です。本市では、都市機能が集積した中心拠点や各地域の生活拠点が利便性の高い公共交通等によって連携した、多極ネットワーク型都市構造の形成を目指してまいります。こちらは、目指すべき都市像の実現に向けた都市の構造を示す将来都市構造図でございます。スライドでは見えにくい部分がありますので、お手元の資料3ページの右側をご覧ください。都市拠点として中心核を市役所周辺の中心市街地に、中心核の機能を補完する副次核を今治新都市に位置づけております。

また、各支所周辺のエリアを生活拠点、既存の工場等が集積する臨海部を産業拠点とし、多様な都市機能の集積を図ってまいります。これらの拠点を公共交通ネットワーク等で結ぶことで、多極ネットワーク型都市構造の形成を目指します。以上が目指すべき都市像の内容でございます。

続きまして、分野別の整備方針についてご説明いたします。まず、土地利用についてご説明いたします。土地利用の区分として、用途地域が指定されている市街地系土地利用と、市街化調整区域や都市計画区域外などの保全系土地利用の2つに分類しております。

1つ目の市街地系土地利用でございますが、活発な交流・産業活動の促進と、それと調和した良好な住環境の創出を行い、暮らしやすい生活環境や機能的な都市活動の確保を図ることとしております。

2つ目の保全系土地利用でございますが、農地・集落地等では、農業の振興と優良農地の保全を目指した土地利用を基本とし、原則として新たな住宅開発を抑制するとともに、必要に応じて立地基準に関する制度の見直し検討を行うなど、適正な土地利用に努めます。

なお、農業・集落地等であっても、既存集落地におけるコミュニティの維持や活性化、地域住民の生活利便性の向上、また、交通便利性を活かした産業振興など、総合的なまちづくりの観点から必要であると判断される場合には、地域住民との合意形成を図りながら、地区計画制度などを活用し、地域の実情に応じた計画的な土地利用を図ってまいります。

続きまして、市街地・住環境整備です。拠点地域における必要な都市機能の充実や居住の誘導を推進するとともに、周辺市街地においては、地域の実情に応じた整備・改善等による居住環境の向上を図ってまいります。

続きまして、都市施設の整備です。まず、交通施設ですが、地域を円滑で安全に移動できる道路ネットワークの形成と、拠点間を結ぶ公共交通網による快適で利便性の高い交通体系の構築を図ってまいります。また、交流人口の拡大と地域活性化を図る自転車・歩行者ネットワークの形成を推進します。自転車・歩行者ネットワークでは、今治市サイクルシティ推進計画に基づき、瀬戸内しまなみ海道を核としたサイクリング環境のグローバル化による地域の活性化を図るとともに、市街地等においては、今治市自転車ネットワーク計画に基づき、安全で快適な自転車走行空間の整備を推進するなど、計画的な取り組みを図ってまいります。

続きまして、下水道・河川施設ですが、下水道普及率の向上と良好な水循環・水環境の形成および浸水被害の軽減・解消を図るため、公共下水道や河川環境施設等について、投資効果を踏まえた効果的な整備を図ってまいります。

また、廃棄物処理施設等につきましては、既存施設の有効活用と需要に応じた計画的な整備を図るとともに、周辺環境に配慮した人と環境にやさしい設備の充実を図ることとしています。

最後に、安全・安心な都市づくりについてご説明いたします。ここでは災害に強い都市づくりと人にやさしい都市づくりの2つの方針を記載しております。

まず、災害に強い都市づくりですが、過去の災害の教訓を活かすとともに、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震や局地的な集中豪雨等に備えた、災害に強い都市構造を形成するため、公共建築物等の耐震化や自主防災組織の育成など、防災機能の強化を図ってまいります。

また、災害発生時においては、円滑な物資輸送を行うための防災拠点等の充実とあわせ、災害情報伝達システムを活用した緊急輸送道路等における防災機能の向上を図るなど、分野横断的な災害ネットワークの構築を推進します。

次に、人にやさしい都市づくりですが、少子高齢化社会を迎え、高齢者をはじめ障がい者や子ども・外国人など、すべての人が積極的に社会参加や交流ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、バリアフリー環境の整備や交通安全対策の推進を図ることとしています。以上が分野別整備方針の主な内容でございます。

続きまして、地域別構想についてご説明いたします。地域別構想は、本市を地域の特性に応じて11の地域に区分し、先ほどご説明いたしました分野別の整備方針に基づく地域レベルの基本方針を示したものでございます。

まずは、市街地地域からご説明いたします。地域づくりのテーマを、「人々の交流を生みにぎわいと誇りのある魅力的なまち」と定めています。本市の中心拠点として、商業・業

務機能をはじめとする都市機能の集積とまちなか居住を推進するとともに、学校跡地等の低未利用地の活用について、公民連携の取り組みを検討しながらまちなかのにぎわい再生を図ってまいります。また、美しい街路景観の保全や今治を象徴する都市景観の形成、災害時に物資輸送拠点となる今治港の防災機能の充実などの取り組みを進めます。

続きまして、東部地域です。地域づくりのテーマを、「美しい海岸景観と伝統文化を活かした やすらぎと地域活力のあるまち」と定めています。自然と歴史・文化を活かしながら、良好な環境を備えた住宅地の形成を図るとともに、湯の浦地区については、美しい自然環境と交通利便性を活かした、圏域を代表する保養空間と観光レクリエーション空間の形成を図ってまいります。また、道の駅今治湯ノ浦温泉については、市域内の観光拠点として位置づけ、周遊型観光や滞在型観光の促進を図ります。

続きまして、南部地域です。地域づくりのテーマを、「良好な田園環境と活力ある産業が共存する ゆとりと活気のあるまち」と定めています。田園風景と調和したゆとりと潤いのある住環境の創出を図るとともに、今治港鳥生・富田地区などの臨海部については、本市の産業を支える拠点形成などの取り組みを進めます。また、国道 196 号の沿道地区については沿道サービス地形成エリア、今治朝倉インターの周辺地区については工業地形成エリアとして、地区計画等の活用とあわせた土地の有効活用を図ってまいります。また、バリクリーンについては、通常の機能に加え、地域の防災拠点としての活用を図ります。

続きまして西部地域です。地域づくりのテーマを、「豊富な歴史・文化資源と新たな都市活動を創造するまち」と定めています。今治新都市を副次核として位置づけ、高次的で複合的な都市機能を有する地区として、広域交流・地域連携の新しい都市拠点の形成を図るとともに、しまなみアースランドや今治市営スポーツパークでは、防災・レクリエーションの拠点づくりなどの取り組みを進めてまいります。また、国道 196 号の沿道地区については、沿道サービス地形成エリアとして、地区計画等の活用とあわせた土地の有効活用を図ります。

続きまして、北部地域です。地域づくりのテーマを、「瀬戸内の恵みをサイクリングで繋ぐ 海事クラスターと観光レクリエーションのまち」と定めています。地場産業として育んできた造船業を中心に、周辺の自然環境や住宅地と調和した産業拠点の形成を図るとともに、今治市サイクリングターミナルをサイクリングの拠点として位置づけ、サイクリストの聖地として瀬戸内しまなみ海道を活かした観光拠点となる魅力的な地域づくりを目指してまいります。また、大新田公園などについては、防災・レクリエーションの拠点づくりなどの取り組みを進めます。

続きまして、朝倉地域です。地域づくりのテーマを、「水・緑・文化・人が共存する 多世代交流のまち」と定めています。朝倉支所周辺を地域の生活拠点として位置づけ、暮らしやすい生活基盤の整備とともに、既存集落地との調和に配慮した計画的な開発を誘導するなど、利便性や快適性の高い生活空間の形成を図ってまいります。また、朝倉緑のふるさと公園などについては、レクリエーションの拠点づくりなどの取り組みを進めます。

続きまして、玉川地域です。地域づくりのテーマを、「豊かな自然と鈍川の清流が育む 潤いとやすらぎのあるまち」と定めています。玉川支所周辺を地域の生活拠点として位置づけ、豊かな自然的資源や既存集落地との調和に配慮した計画的な開発を誘導するなど、利便

性や快適性の高い生活空間の形成を図ってまいります。また、玉川総合公園や鈍川溪谷などについては、レクリエーションの拠点づくりなどの取り組みを進めます。

続きまして、波方地域です。地域づくりのテーマを、「瀬戸内の海辺空間に包まれた 産業と豊かな暮らしが調和したまち」と定めています。豊かな自然環境との調和に加え、日常生活に便利で快適な住環境の創出を目指します。波方支所周辺については、地域の生活拠点として主要公共施設の集積による行政・文化・福祉機能等の充実を図るとともに、なみかた海の交流センターをにぎわい創出の拠点として位置づけ、市民の交流および集いの場としての活用を図ってまいります。また、工場が集積する波方ターミナルやテクノ波方などについては、今後も周辺環境と調和のとれた生産型工業地としての土地利用を図ってまいります。波方公園などについては、防災・レクリエーションの拠点づくりなどの取り組みを進めます。

続きまして、大西地域です。地域づくりのテーマを、「活力ある地場産業と自然豊かな生活環境が共存する 快適で暮らしやすいまち」と定めています。地域の特性を活かした生活拠点の形成を図りつつ、定住を促進する快適な住環境の創出を目指します。また、国道 196 号などの沿道地区については、交通の利便性を活かした商業・業務施設などの立地を促進します。大西支所周辺では、日常的に人々が集まり交流する拠点地区として、既存の行政・スポーツ・レクリエーション施設を活かした都市機能の充実を図るとともに、造船関連施設が集積する臨海部においては、本市の産業を支える産業拠点としての形成を図ってまいります。また、藤山健康文化公園などについては、防災・レクリエーションの拠点づくりなどの取り組みを進めます。

続きまして、菊間地域です。地域づくりのテーマを、「歴史・伝統文化の継承と地域活力のある魅力的なまち」と定めています。地域性豊かな生活拠点の形成を図りつつ、伝統ある瓦産業と調和した市街地の形成を目指します。菊間支所周辺については、地域の中心地区にふさわしい商業・行政・文化などの都市機能の充実を図るとともに、臨海部の石油コンビナート地区一帯を産業拠点として位置づけ、安全・安心な操業環境を確保します。また、瓦のふるさと公園などについてはレクリエーションの拠点づくり、緑の広場公園などについては防災の拠点づくりなどの取組みを進めてまいります。

最後に、島しょ地域です。地域づくりのテーマを、「瀬戸内の多島美をしまなみ海道で繋ぐ 豊かな自然と暮らしのある魅力的なまち」と定めています。まず、北西部の上浦支所・大三島支所・関前支所周辺を地域の生活拠点として位置づけ、行政施設に加え生活利便施設等の集約・確保を図るとともに、地域間を結ぶ交通結節点としての利便性の維持・確保を図ってまいります。また、道の駅多々羅しまなみ公園・しまなみの駅御島を市域内の観光・サイクリングの拠点として位置づけ、市内の周遊型観光や滞在型観光の促進を図るとともに、大山祇神社など多種多彩な地域資源や観光資源について保全・活用を図ります。南東部の伯方支所・宮窪支所・吉海支所周辺につきましても、地域の生活拠点として位置づけています。また、道の駅伯方 S C パーク・よしうみいきいき館を市域内の観光・サイクリングの拠点として位置づけ、国史跡である能島城跡などについては、村上水軍博物館等と連携しながら水軍文化に触れる貴重な場としての保全・活用を図ってまいります。以上が、地域別構想の主な内容でございます。

続きまして、都市計画マスタープランの実現に向けてについてご説明いたします。ここでは、本計画の実現へ向けた推進方策等について記載をしています。構成といたしましては大きく3つに分類しており、1つ目は都市像の実現に向けた取り組みでございます。主な内容といたしまして、多極ネットワーク型都市構造に向けた取り組み、ICT等を活用したまちづくりへの取り組み、サイクルシティの推進に向けた取り組みについて記載しています。

まず、多極ネットワーク型都市構造に向けた取り組みでございますが、今後も持続可能な都市づくりを実現するため、将来都市構造で示した多極ネットワーク型都市構造の実現を目指し、適正な土地利用の誘導、小さな拠点づくりの促進、公共交通政策との連携などを推進してまいります。

次に、ICT等を活用したまちづくりへの取り組みでございますが、近年、ICT・AI・ビッグデータ、また、デジタルトランスフォーメーションといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術開発が進んでおり、まちづくりの分野においてはスマートシティとして、これらの技術を取り入れた検討が進められています。このような流れを受けて、本市においても今後は住民や民間事業者等と連携し、まちづくりに活かされるICT等の様々な技術活用を検討するとともに、スマートシティに関する体制の構築や計画の策定、事業の推進に係る支援等を検討し、都市の抱える諸問題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。

続きまして、サイクルシティの推進に向けた取り組みでございますが、令和元年11月にしまなみ海道サイクリングロードが第1次ナショナルサイクルルートに指定されるなど、今後も引き続きサイクルツーリズムを推進していく必要があります。本計画では、市外からのサイクリストや観光客の市街地への周遊促進を図るため、本市の玄関口となるJR今治駅までのアクセス道路における自転車通行空間の充実を図るとともに、今治駅前サイクリングターミナル等を活用し、ゲートウェイとしての快適なサイクリング環境の創出を行うことで、交流人口のさらなる拡大を図ることとしています。

推進方策の2つ目は、住民等と行政の協働による取り組みでございます。都市づくりに関する情報の公開と参加機会の充実、都市計画制度の運用における透明性の確保、エリアマネジメント活動への支援、都市計画制度の活用などを進めてまいります。

推進方策の3つ目は、計画の進行管理でございます。計画の進捗につきましては定期的なフォローアップを行い必要に応じて改善を図るなど、PDCAサイクルで進行管理を行います。なお、チェック・評価の段階におきましては、本計画で掲げている5つの都市づくりの目標ごとに評価の視点を設定するとともに、今後の個別計画の中で指標を作成し、計画の進捗状況を適宜判断するなど、適切に進行管理を行うものとしています。以上が、今治市都市計画マスタープラン（案）の主な内容でございます。

次に、説明会の開催概要についてご説明いたします。広く市民の意見を求めるため、広報・ホームページ・FMラジオバリバリで周知を行い、令和2年10月19日の午後2時から同日の午後7時からの2回、今治市総合福祉センターにおいて住民説明会を開催しました。1回目・2回目ともに6名ずつ、合計12名のご参加をいただきましたが、本計画に関しましての意見等はございませんでした。また、令和2年10月6日から11月4日の30日間、今治市都市計画マスタープランの原案を都市政策課窓口および市のホームページで公表

し、パブリックコメントの募集を行いました、寄せられたご意見等はございませんでした。以上が、住民周知結果の概要でございます。

最後に、策定スケジュールと今後の手続きについてご説明いたします。本計画の策定にあたり、学識経験者や地域の住民団体の代表、公募委員等で構成する今治市都市計画マスタープラン検討委員会を設立し、主要な項目ごとに検討を重ねてまいりました。また、並行して担当事業課とのヒアリングや意見照会などを行い、令和元年度末に計画の素案を策定いたしました。その後、本市の担当事業課、県の担当部署に対して最終的な意見照会等を行ったうえで原案を作成し、住民説明会の開催、パブリックコメントの募集を行いました。これらの結果を踏まえたうえで、本日、都市計画審議会開催の運びとなっております。

今後の手続きでございますが、当審議会でご審議いただいたのち、愛媛県との協議を経て今年度中の公表を予定しております。以上で、議案第3号 今治市都市計画マスタープラン（案）について、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

松村会長

はい。ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明について質問やコメント等ございましたらぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これまで、昨年度ですか、2回報告いただいていたということですが、改めて全体を説明していただきました。いかがでしょうか。

従来、都市計画マスタープランというのは都市計画区域内で策定することが多かったのですが、これが本来の都市計画マスタープランの意味通りということで、都市計画区域外についても対象にするというところが大きくこれまでより進歩しているということと、新しい潮流ですね。適正な拠点配置計画であったりとか、コンパクトシティの一連の話であったりとか、あとは観光について、特に今治市は観光でこれからも伸びる可能性は十分にあると思っています。コロナの影響も非常に大きいですが、とはいいながらこの屋外のレジャーというのはまだまだ伸びていく可能性が十分あるのではないかなと思いますので、そこについての配慮なども記されています。

それと各地域です。11の地域についてこれまでの事業を踏まえながら、さらにこういうような方針ということで、それぞれの地域特性に応じてテーマを設定し、個々の事業などをリストアップしているという形になっているのではないかと思います。

さらに、これらの実現に向けてということで、PDCAサイクルを回しましょうということと、それと住民や地域のステークホルダーの方々とともに、このマスタープランを作り上げてきたことをさらに進めていくということで実現していくというような、様々な政策についても追記されていると思います。

私の方から一つ、最後のところのチェックですね、スライドの番号で言いますと49ページ、評価の視点のところ5つの都市づくりの目標ごとに評価の視点を設定しており、さらに今後の個別計画の中で指標を作成していくとありますが、この都市計画マスタープランの

目標 1 から 5 との関係性について、どのように担保していくのかなど、お考えがあればお願いします。

都市政策課長

前回の都市計画マスタープランにおいても、その評価の部分については難しいところがございます。今回はこの評価の視点ということで、初めて記載させていただいたところがございます。

担保と言いますか、それぞれの個別計画で、例えば、何らかの事業で整備率を 80% までしますよとか、今回は 100% までやりますよというような目標値が、個別の事業で出てこようかと思しますので、それをこのマスタープランに反映させていただいて、5 年後、10 年後、もしくは次のマスタープランを改定するときに、評価の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

松村会長

確かにそのプロジェクトと目標が一对一に対応しているとそれでいいかと思うのですが、例えばサイクリングロードの延伸であったりとか整備であったりという話になると、目標 4 はもちろんそうでしょうけども、それ以外にも目標 1 にも関わってくるかもしれないと思しますので、その辺りの関係性を今後の個別計画の中で、どう対応しているのかということに気をつけて、常にこの目標の 1 から 5 を気にしながら個別計画の方を進めていただけると良いかと思えます。

最近の行政計画の流行りで定量的な分析結果に基づいて進めていくという、このエビデンスをしきりに言われることが多いですけども、そういうことも少し気にしながら進めていただければ、今治市の都市計画は進んでいるということ、市民の方々にお示しすることができるのではないかなと思いますので、その点少し注意いただければと思います。

事務局

了解しました。

松村会長

他いかがでしょうか。

C 委員

もうそのような話は終わっておりますと言われるかもしれませんが、現在、今治のいろいろな問題を抱えている中で、コンパクトシティという形もとっていく必要がある。そういう中で、多極ネットワーク型の都市を目指していこうというところですが、この将来人口というところ、将来人口で今治全体としてはいろいろな条件のもとでこういう状況になっていくのだろうというイメージを出されているんだと思うんですけど、せっかく 11 の区分分けをしていますので、それぞれのエリアにあった動き方の中で、こういうことを目指していこうという考え方が出ていますが、もし 11 の区分に分解した将来人口のようなものがあれば、そ

ういうものを作ってみたら、よりいろいろな問題が出てくるのではないかという気がしております。

私が住んでいるところも、結局お百姓さんがだんだんいなくなって、田んぼも次作ってくれる人も誰もいない。そういう状況の中で農業についても、分かりませんが、企業が何らかの形で参入していく必要があるのではないかなどとも思っています。

何か、そういうエリアごとの人口、このままいったらこんな感じになりますよというようなものがあれば、教えていただきたらと思います。

都市政策課長

将来人口につきましては、令和2年3月に今治市人口ビジョンというものが出されておまして、これを参考にしております。またこれは、ホームページなどで一般に公表させていただいているところでございます。

数字的には、この都市計画マスタープランにつきましても令和12年の将来人口についてはこの数値を用いたわけございまして、今治市人口ビジョンというのは、国の機関である社人研が設定した今治市の将来人口を少し今治市独自に考察した上で、若干は数値を変えているものではございますけれども、それぞれ旧町村ごとの人口推計等については、この人口ビジョンには載せていないところでございます。データの的にはそういったところも踏まえて、検討されているのではないかと思いますので、後日、確認させていただいた上でまたご報告をさせていただければと思っております。

松村会長

はい。ありがとうございます。

人口は非常に重要なポイントだと私も思っています。ですので、この11の地域ごとにどのような割合になっているのかというのは、おそらく人口ビジョンの中でも検討されているのではないかと思います。また、それを踏まえてこのような政策を組まれていると思いますので、そのあたり少し補足いただけるとありがたいと思います。

他に何かないでしょうか。

D委員

今回のコロナ禍で大都市の方でかなりコロナが発生してまして、その中で移住というカリモートワークというか、そのような動きがかなり出てきていると思います。

その中で、今治市としてその受け皿づくり、よそから今治市に人口がくるような方策をもう少し中に盛り込んでいったら面白いのではないかと個人的に思います。

都市政策課長

今お配りしている原案の冊子148ページの中に、新しい生活様式に対応して新たな就労体系の構築という形で、そういったテレワーク等も踏まえた新たな就労体系に対応したまちづくりといいますか、そういうことも図っていこうということを記載させていただいています。

また、すでに営業戦略課等において、そういったテレワークができるような施策等々も作っているといえますか、今現在そういう事業も展開しているところでもございます。

松村会長

確かに、大都市からの移住がこれまで以上に進んでいくのではないかなと思うんですけども、ただ、競争相手はかなりありますね。地方はたくさんありますので、そういう意味の中で、この今治を選んでいただけるというようなことについては、今までの政策の延長上でもあると思います。

例えば、自転車での観光が非常に面白いよとか、あとは多島美の話もありましたけども、そういう今治独自の良さをいかに売っていくのかというようなことにしないと、単にインターネットの速いものを導入したから人が来てくれるというような話でもないですね。当然それは必須の条件ですけども、それだけではないので。そういう意味ではこの都市計画審議会で扱ってきたようなことが、移住の決め手になっていくのではないかなと思います。日常の買い物でも非常に便利であるとか、そういうようなところが、ポイントになってくるんじゃないかなと思いますので、これまで以上にこの都市計画マスタープランに基づきながら、一層進めていっていただきたいと思います。

また、これは非常に重要なポイントだと思います。実際に検討されたのは実質昨年度が多かったということです。コロナという名前が明示的には入っていませんが、先ほどご説明いただいた通り 148 ページに入れていただいているということです。実際に個別政策を進めていく際には、ご指摘いただいたようなことについても、十分配慮して進めていくものと思います。

他はどうでしょう。よろしいでしょうか。

非常に今の課題を、浮き彫りにしながら新しい考えを取り入れたような形で都市計画マスタープランがまとめられていると私も感じているところです。

それでは、ただいまご審議いただきました、都市計画マスタープランですが、原案の通り答申するということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

松村会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案がすべて終わりましたので、本日の都市計画審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

午後 2 時 30 分 閉 会